

大和市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 2 監査対象期間 平成30年11月～令和2年2月
- 3 監査年月日 令和2年3月27日
- 4 監査の方法

この監査は、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、議員選出の古谷田力監査委員は、議員活動に直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (10) 切手・はがきの受払に関する事務
- (11) 公費負担に関する事務

- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。